

## 第12回 高島市人権施策推進審議会 会議概要

開催日時： 平成27年7月30日（木） 午後1時30分～午後4時20分

開催場所： 高島市観光物産プラザ2階 視聴覚室

出席委員： 谷口浩志、奈良羊子、梅村頼子、三田村治夫、玉垣多美枝、小林忠伸、  
出口 健、市川 清、山下あき子、保木貴之、北川暢子、海東 弘、田中輝昭

議 事：

1. 高島市人権施策基本方針改正素案 概要説明
2. 全体意見交換 基本方針素案について
3. グループワーク 基本方針素案について
4. まとめの発表と意見交換

### 1・開会

### 2・開会あいさつ

（会長）

人権問題というのはその中でも人間としてのベースの問題ですので、常日頃から意識を外に向けて活動していくことは大事なことで感じております。ここに参加している皆さんは、そういった意味で非常に造詣が深い方ばかりだと思いますので、それぞれの視点、あるいはこれまでの経験を活かして、おおいに意見を交わしていただけたらと思います。今回もグループディスカッションという形を取らせていただいております。忌憚のないご意見をどんどん出していただき、意見が違うからといって敵対するわけではなくって、それぞれ違う意見を重ね合わせていくことによってバランス感覚が生まれると思いますので、遠慮のないご意見をどんどん出していただきたいと思います。

### 資料の確認

- ・資料1 高島市人権施策基本方針
- ・資料2 高島市人権施策基本方針 改正素案
- ・資料3 高島市人権施策推進審議会委員名簿
- ・会議次第

不足などありましたらお申し出ください。

市川 清委員 はご都合により、ご欠席です。なお、本日委員13名中12名の出席をいただいておりますので、審議会の開催が成立しておりますことを報告申し上げます。本審議会は公開とし、会議録しますので、内容を録音します。審議会規則第3条第2項の規定により議長を谷口会長にお願いしたいと思います。

## 1. 高島市人権施策基本方針改正素案の概要説明

(会長)

最初に、「(1) 高島市人権施策基本方針改正素案の概要説明」を議題とします。事務局の説明を求めます。

(事務局)

資料2 高島市人権施策基本方針 改正素案の目次をご覧くださいと思います。

これまでの審議会で委員の皆様からいただいたご意見を反映し、また市役所各部局における計画やプランなどと整合するよう修正を行いまして、改正素案を作成いたしました。

「2. 人権問題の現状と課題」の部分についてはこれまで審議会で、ご意見いただきしており、それらを踏まえて素案を修正いたしました。説明の方は省略させていただきます。

では、「3. 基本方針の策定と推進」について主な変更点を説明します。ここでは、人権とは何かという基本理念を5点、そして人権実現をめざすための施策を推進していく上での基本原則の4点を掲げております。

この部分は基本原則の4つ目にあたるのですが、現行の内容は基本方針策定当時のままで、この方針を策定したことにより、分野ごとの人権施策も早急に計画性を持って策定する、としています。ですが、各分野では、すでに年次計画やプランなどが作成され、それにより人権施策がすすめられておりますので、現状に合わせた内容に修正いたしました。

次に「4・推進の基本方策と体制」についてご説明します。ここでは、人権施策を推進していくための方策や体制を掲げており、1つは人権意識を高揚させるための教育について、2つめに人権侵害された場合の救済について、3つめに行政の推進体制を挙げています。

今回、特に教育に関わりの深い社会教育課、子ども局、学校教育課の各部署に修正をお願いし、新たな課題に対応するよう、見直しを図りました。具体的には社会教育分野で、人権研修や講座を実施しても、参加者が固定、減少とマンネリ化しつつあるとして、身近な場所で主体的に人権について学べるような機会の提供を目指していく、としました。

次に家庭教育分野では、関係する子ども局と社会教育課で修正を行いました。子育てを取り巻く家庭や地域社会などの環境が変化してきていることから、子どもに関わる人たちの教育が必要として、家庭教育の充実・向上を支援し、例えばサポート体制の確立や子育て相談や交流機会の提供などをあげています。

また、学校教育分野では、児童生徒の人間関係トラブル、スマートフォンと携帯電話を通じたいじめなどを防止するため、人を思いやり、大切にすることを育てていくよう努力する、としました。

「救済」部分では、多様化・複雑化する相談に対応するよう、関係機関との連携や体制の充実をあげています。

「行政側の推進体制」では、これまで委員の方からご指摘のあった、職員の研修について積極的な参加と先導的な役割を果たせるよう働きかけていきます。

「5. 分野ごとの基本施策」について、主だった修正箇所を説明いたします。

高齢者分野では超高齢社会が進み、潜在化する「高齢者虐待」への施策を追加しました。

障がい者部分では高島市でも現状として虐待があるという委員の方からのご指摘をふまえ、障がい者虐待防止施策を追加しました。

次に、女性分野では「働く女性の家」を活用し支援や相談活動をすすめるよう修正しています。

子ども分野では26年度に策定した「高島市いじめ防止基本方針」を受けた施策や、子ども若者育成支援による施策を追加いたしました。また、「インターネットによる人権侵害」および「その他様々な人権侵害」についての施策は、これまでの方針には盛り込まれていませんでしたが、新たな課題として対応が必要であることから今回追加をいたしました。以上です。

## 2. 全体意見交換 基本方針素案について

### 「3. 基本方針の策定と推進」、 「4. 推進の基本方策と体制」

(会長)

ここではまず、全体会としまして、素案の中で「3. 基本方針の策定と推進」の部分と「4. 推進の基本方策と体制」、この2つの部分、こちらについて全体で意見をいただきたいと思います。この中で特に人権教育の在り方ですとか、救済の部分になるわけですが、お気づきの点などがありましたらお知らせいただきたいと思います。

(委員)

「(1) 人権教育・人権啓発」の社会教育のところで「人権侵害に当たる事象が、今なお発生していることから」となっていますが、この「今なお発生している」という考え方の中に、同和問題でしたら対策法も切れたが「今なお」ということが言えるのでしょうか、現実、高齢者虐待ですとか、児童虐待とか、いじめとか、ネットによるいじめとか、いろんな分野で、ある意味以前よりも深刻になってきているということを考えますと、この部分は同和問題だけに限ったことではないので、「様々な部分で発生している」とかあるいは「新たな局面からも発生している」という、そういう言い方がいいのではないかなと思います。

(会長)

「今なお」ということだと以前からのものがまだまだ解決されていないというようなニュアンスが強いということで、新たな課題もどんどん生まれてきているという、そんな

捉え方でよろしいですかね。ここは少し内容を考慮していただけるとありがたいと思います。

(委員)

家庭教育のところで、「親自身や子どもに関わる全ての人々が、もう一度自分の生活を見直し、倫理観や思いやりの心を育む家庭教育機能の向上を図るためのサポート体制を確立していく必要があります」とありますが、この「サポート体制」とはどんなイメージなのか教えていただきたいです。

(子育て支援課)

この部分につきまして、前回説明させていただいた計画、平成27年度から適用させていただいている、「こども子育て支援あくしょん・ぷらん2015」を見直したわけですが、その中で「一人ひとりの育ちをサポートする環境の整備」という基本施策をあげておりまして、例えば学校教育でされている「別室登校児童生徒支援事業」ですとか「療育支援訪問事業」、これは虐待防止の関係ですとか、そういうものがございまして、基本的な子どもさんや保護者へのサポート体制でありまして、様々な問題を抱える子どもで、犯罪とかいじめとか、虐待などを含んだそういう被害にあわれた子どもさんのダメージを軽減して立ち直り対策をしていくということになっておりまして、その中で市の各窓口がサポート体制をとっていくということになっておりますので、それを書かせていただいております。

(委員)

障がい者分野の課題で「障がい者の介護における介護疲れや障がい理解の不十分さに起因して、障がい者への虐待事象も増加しています。」と書かれているのですが、少し違和感があるというか。私は障がい分野なので特に感じるのかもしれないんですが、介護が先に来るのではなくって、虐待についてはやはり障がい理解が先に来てて、それによって介護であったりその他の支援であったりといった部分で虐待につながると思うので、このあたり文言についていかがでしょうか。

(会長)

この書き方だと介護疲れが主な原因になっているんじゃないかということなんですけれども。単に順番を変えればいいというものではないようですので、この部分は少し検討をいただけたらと思いますので、よろしく願います。

(障がい福祉課)

委員がおっしゃっていただいたご意見、実際に虐待の状況とか見てますと、家族で介護されている立場の方であっても自分の子どもがいるいは家族が障がいであるということが

受け止めきれなくて認めたくないという部分もあると思います。全体の中であって障がい理解がメインであって、というふうに修正できればと考えております。

(会長)

特に肉親からの虐待というのは、介護疲れという感覚よりもやはり理解の不十分さとか、受容が出来ていないとか、そういった要因によるものが内容としては濃いように思います。記述の問題もあろうかと思いますが、担当課と協議して修正できるものは修正をお願いしたいと思います。

(委員)

人権の基本理念のところですけども、これは以前と同じ内容ですが、「一人ひとりが違った個性を持つとすればその違いを認めなければなりません」となっているのですが、なんだか回りくどくて。はっきりと「私たち一人ひとりが違った個性を持っているのだからその違いを認めなければなりません」というふうにした言い方のほうがいいかと思います。

(委員)

障がい分野の課題で「既存の日本の教育は」とありますね、「既存の日本の教育は障がいのあるとない人を分離する傾向があります。」と。「既存」というのはどこまでの意味があるのか、意図するものがもう一つ読み取れなかったので、説明してもらえればありがたいのですが。

(事務局)

今いただいた意見、7年前に作った当時のままの部分で、変更後改正案もそのままにしているのですが、現状と合わないということでしたらご意見をいただきたいと思います。

(委員)

現状を知らないので教えてほしいのですが、分離する傾向にあるとありますが、今もそのままの状態ということなのか

(学校教育課長)

インクルーシブ教育ということで、ここ最近は障がいをお持ちの子どもさんでもできるだけ集団の中で、一緒に学んでいく、成長していく流れでございますので、ここでいう「分離する」ということはここ最近の現状とはあわないのかなと思います。「既存の」といった時に、果たしてこれも適切なかどうか、少し疑問に思うところはありますね。

(委員)

「既存」というのはどこまでを言うのか、ちょっと気になるのですが。

(学校教育課長)

わたしもそう思いますので、検討させていただきます。

(会長)

そうですね、日本の教育といいましても、戦後の教育から昭和の教育、昭和後期の教育、それから平成に入ってから教育、平成に入ってからここ数年はこういった障がいに対する認識というのは変わってきたと思いますので、どの段階をさしているのかというのがまずは気になるところであります。現在はおっしゃたようにインクルーシブ教育などが取り入れられている中で、それをふまえた上でここで現状と課題という形で取り上げる場合どういう表記にするか、見直しをお願いしたいと思います。

(事務局)

ちなみに過去にはそういう傾向にあったという認識でよろしいのでしょうか。

(委員)

過去ってだいぶ過去だと。インクルーシブというのは最近の考え方ですが。分離する傾向というのはなかったと僕は思うんですが。

(会長)

ノーマライゼーションというのはずいぶん前から言われている言葉でありますし、それが現実、理想の段階と、具現化してきた段階とでは、相当ずれがありますが。そのあたり踏まえたうえでもう一度対応していただけたらと思います。

(委員)

課題の方で、変更とか確認とかしたいところがあるのですがよろしいでしょうか。

まず、子どもの課題のところでは重複部分の修正です。

「いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、市教育委員会、学校、保護者、地域住民その他児童生徒に関わる関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行わなければなりません。」として続けてまた、『いじめ防止基本方針』に基づいて、市、市教育委員会、学校、保護者、地域住民、その他児童生徒に関わる関係者の連携のもといじめの問題を克服することを目指していじめの防止等の対策を推進していきます。」と書いているのでここをもう少し短くですね、例えば「このいじめ防止の対策は・・・重要であることを認識し

つつ、ここ飛ばしまして、『高島市いじめ防止基本方針』に基づき、」という風につなげるとか、このところ工夫していただければどうかと思いました。私の感想も入っていますので、そうではないということでしたら、そのまま進めてもらえればいいかと思いますが、少し気になりました。

次に、表現を合わすという意味合いで「適応指導教室」という文言が出てきますが、ここにカギカッコをつける、つけないという違いが気になります。すぐ後に『課題対応室』（カギカッコつき）」というのがあり、2つの教室がありますよ、という意味合いではカギカッコをつけていただければどうかというふうに思います。

次に「市の少年センターでは」とあって「平成19年には「あすくる高島」を併設し、生活改善、自分探し・・・立ち直り支援を行ってきました。」「さらに平成23年4月には・・・子ども・若者総合相談窓口を併設して、・・・」となって併設、併設と書かれています。何と何が併設なのか、意味を教えてほしいなと思いました。

次に、「寄せられる相談内容は・・・要因が明らかになってきています。多様で複雑に絡み合って深刻なものが多くなっています。」というこの文言と、続けての「一定の成果は確認できていますが、背景や要因が複雑で深刻なものも多く」となっています。「複雑で深刻な」が続き、どちらかを消してはどうなのか、と気になりました。

あと重複するのですが、「それぞれが役割を果たしつつ一体となって対応することで個々の課題解消、「子若法」「子若ビジョン」の力点である地域の支援ネットワークの充実、地域社会全体で支えるための環境整備を追求しています」となっているのですが、この言葉「追及」という言葉がいいのかなと言う風に思ひまして、ここを「図っています」とかでは。個々の課題のケースの課題解消を図っているのと、地域支援ネットワークの充実を図ってきているのと、環境整備を図ってきていますというふうに表現された方がいいのかなと。「追求」といいますと、まだこれから求めていっていきような感じがしますし、その次の「一定の成果が確認」ともなっていますのと、文言的にどうかと思いました。

それと教育委員会の方が、現行のまま、そのままあがっているんですけども、疑問というか、本当に教育委員会に課題とかないのですか。具体的な取り組みも「教育相談・課題対応室」を設けて強化に努めています、ということなんですけれども、もう少し教育委員会としての課題とか、これまで取り組んできたこととか、課題に対する取り組みをやっていますということが一切謳われていないので、本当にこれで大丈夫なのかなと感じました。

次に同和問題のところで、「研修・啓発に取り組む企業は減少の傾向が見られます。」となっています。ここは本当に減少傾向でいいかどうか確認したかったのです。

(青少年課)

少年センターと、青少年の立ち直り支援センター「あすくる」と、子ども若者総合相談窓口の3つの所属となっております。

修正した部分は平成22年に施行された「子ども若者育成支援推進法」とその大綱である「子ども・若者ビジョン」の取り組みについて、大きな政策変換であったというように聞いております。もともと少年センターというのは高島郡時代からあったシステムです。青少年の非行の未然防止、無職少年の対策、就労への導きというものを中心に取り組んできたわけですが、それに平成19年、「あすくる」という非行少年と青少年の立ち直りセンターという県の事業を受けて、少年センターがあったところに立ち直りセンターとしてもっと深い支援をしていきましょうというものを併設した、付け加えた、というわけです。そして23年には、新しく国の法律ができて、主に強調されていますのは、ニート・ひきこもりですが、それだけでなく総括して子ども若者という言い方で39歳までの困難さを抱えた人を支援をしていこうと法律ですので、またその窓口もそこに付け加えた。併設、併設としている意味はそういう意味です。

そして、ご指摘されましたように二重になっている「多様で複雑に絡み合って深刻なものが多くなっています」ですが、流れの中で確認したかったので使ったのですが、後の方に「背景や要因が複雑で深刻なものが多い」というところでクリアできるかなと思いますので、前段の部分はカットしてもいいかなという思いをしています。

それから「図っています」という言葉でまとめてしまっただろうかということなんですが、それでもいいかなと思いつつ、少し説明をしておきますと、「一定の成果は確認できていますが、」というところで、例えば引きこもってしまっていて、今まで家の中から出られなかった人たちがセンターに決まった時間にやって来て、自分の好きな活動なんだけれどやっていける、そういう定時に来ることができるようになった、全然出られなかった人たちが出られるようになった。そのうちに家族のことについてお話しするようになった。そういう小さいステップの部分については確認できるのですが、さあよいよ社会復帰となったときに就労を組んだところに行けるのか、学校に復帰できるのか、その段階がなかなか難しいところがあって、そのところが追求していくと見えている部分だけじゃなく、背景に虐待の問題があったり、生活困窮の問題があったり、複雑に絡み合っているよということを何とか表現したかった。最後の「追及しています」という部分は、どちらかというと地域社会全体で支えるという環境整備にかかる、これから取り組んでいかなければならない、社会に参加できる部分の支援システムというか、プログラムというものが、まだまだ不十分で、その辺りをこれから追求していかなくちゃとだめですということが強調したかったわけです。一定の成果が上がっている部分とこれからプログラムを強化していかなければならないという部分を、混同して書いてしまったのでこういう表現になってしまって、申し訳ないですが、修正する必要、もう少し説明する必要はあるかなとは思っています。

(会長)

今のところで、子若法・子若ビジョンの力点であります、地域支援ネットワークを充実させるということと、地域社会全体で支える環境整備というものの違いというのはどうい



う風にとらえたらいいでしょうか？

(青少年課)

子若法、子若ビジョンで一番言われているのは、子どもって指導の対象であったり、あるいはルールを決めて枠をはめてという、そういう対象として今まで見てきたんですが、その部分も大事だけれども、それ以上に心の面においても、スペースの面においても、自分がここに居たら心地よいという居場所がある、そのところを大事にしましょうということと、ここでは若者についての項目がないのですが、若者だったら頑張れるものという見方をしていたのが、福祉サービスの対象として見ていかなければならなくなった、ニートとか引きこもりということで。そういう要素が法律の中には含まれていて、だから余計に一分野の力だけではどうにもできない、ので、いろんなところを協力してやっていきたいと思いますという協議会を作ってネットワークを構築してやっていきたいと思います、そういうところが強調されているということです。さきほどもサポート体制という言葉ありましたけれども、困難な状況にあることへのセーフティーネット的な意味合いなんです、そのセーフティーネットをみんなで構築しながらやっていくことで、社会全体のつながりが強化されたりして、社会全体として支えていきたいと思いますという機運が高まっていく、そういうものの高まりを期待している、そういう要素があるかと思っています。

(会長)

地域支援ネットワークというものは、協議会を設立するという具体的な動きを含んでいるということなんですね。背景を知らない人たちにも伝わるような形で、できるだけ具体的に記述してもらった方がいいかなと思います。

(委員)

同和問題の課題のところ、「どこの自治体でも行われていた『地区懇談会』の取り組みなど、同和問題を正しく理解することが求められています。」とありますが、これでは文脈が続かないかなと。かつてどこでもおこなわれていた「地区懇談会の取組を工夫して再開するなど、あるいは促進するとかとして、同和問題を正しく理解することが・・・」と続くかと思うのですが、このあたりを直していただけるとよいかと思います。

(会長)

よろしくお願いします。

(委員)

さきほどの教育委員会の関係はどうですか？改正前と同様だというふうに理解しまして、そういう意味からすると本当に今の教育委員会では、具体的な取り組みをされていると思

うのですが、今後の課題解決に対する取り組みですとかがここに具体的に謳われていませんので、これで改正案でよいのか、どうかを確認したかったのですが。

(委員)

初代の課題対応室の室長をしておりましたので、これの経過を説明します。これは設置の時と比べて、背景が変わってきているんです。最初、市が出来た時に「教育相談・課題対応室」というのができたのは、ここに書いてあります市民・保護者・教職員・子どもを対象とする相談、あるいは子どもに関わる課題に対応していこうということだけでなく、それ以外に教育、学校教育だけでなく社会教育も含めていろんな課題があるであろう、具体的に言いますと子ども会の加入者が減少してきた、それをどうしていったらいいかという教育の課題ですのでこの「教育相談・課題対応室」で対応していこうと。もちろん学校の中における、例えばいわゆるクレーマーとか、そういう人が増えてきた頃でしたので、学校だけでなく課題対応室も一緒に対応していこうと、教育全体の課題に対応していこうということで生まれたものなのです。そのあとに社会教育におけるいろんな課題よりも、学校に関する課題が徐々に増えてきたということで、実は行政組織でいうと最初は教育総務課に所属していたのですが、学校教育課の中の室ということになってきたという経緯もありまして、現在のように変わってきておりますので、そういう意味からいうとおっしゃっていただいたように、この文言も少し変えていってはどうか、と思います。そういう経緯があるということをお知りおきいただきたいと思います。

(会長)

書きぶりではもう少し積極的な書き方でお願いしたいというご意見かと思えます。  
ご配慮いただきたいと思えます。

(商工振興課)

先ほどご質問いただきました、同和問題分野の企業関係なんですが、「従業員20名以上」と表現していたのを、これは今年度は119社の事業所訪問を予定しておりますが、すでに20名以下の事業所であっても、37社で実施をしておりますので、この部分については削除しました。それと研修啓発に取り組む企業数が減少傾向にあるという点につきましては、もう一度、企業数が小さくなっている部分もありますので、再度確認をしたいと思います。

(会長)

以上でよろしかったでしょうか。子どもの課題のところ重複しているところがあるということだったんですが、これについてはいかがでしょうか。

(学校教育課)

重複している部分を消して、つなげる形で修正をしたいと思います。

(会長)

お願いします。

私の方から1点、お願いしたいところがあるのですが。「4 推進の基本方策と体制」の「(1) 人権教育・人権啓発 学校教育」のところで、「スマートフォンや携帯電話を通して、陰湿ないじめが・・・」と書かれているんですけども、必ずしもではなく、確かにこの年代層はインターネット・パソコンなどよりはスマートフォン、携帯電話が多いのですが、もっとも頻繁にこういった問題がおこるのは単なる通信機器だけの問題ではなくて、いわゆるSNSといわれているようなネットワークシステムのごく一部の問題だろうと思いますので、そういう書き方をしてもらった方がいいかと思いましたので、ご提案させていただきたいと思います。

(委員)

わたしもこういう文章を作るのは何度か経験していて、作るのは非常に大変だとわかっております、ですからそれについて個別に申し上げるのではなく、この基本方針という文言自体はこういう方向に導いていきますよとか、こういうふうにやっていきますよとかであると思います。この文章、いただいた後で見ていると、現状だけでストップしているところもあるわけです。だから、こういうことがありますから、このようにやっていきます、というのを考えていただいたらどうかな、と思います。また、皆さん方で考えていただいたら結構ですけど、これから先のことをこうします、というような内容の文章にさせていただきたいと思います。

(会長)

特に「基本方針の策定と推進」という部分については、もう一度全体のチェックをしていただきたいと思います。

休 憩

### 3. グループワーク 人権施策基本方針改正素案について

(会長)

では、次に(3)「グループワーク 基本方針素案について」を議題といたします。「分野ごとの基本施策」ということで、大変資料が多いため、前回同様ここから2つのグルー

プに分かれて進めていきたいと思います。メンバーの構成も前回と同様としています。

Aグループは、高齢者・障がい者・患者・その他様々な人権問題の分野について、

Bグループは、女性・子ども・同和問題・外国人・インターネットの分野についてご意見をいただきたいと思います。

所属する分野でないグループへの意見は、のちほど全体で意見交換する時間も設けたいと思いますので、その場で頂戴したと思います。

グループごとの意見交換の時間は1時間半ほどにしたいと思います。

進行役として、Aグループは私（谷口会長）が、Bグループは〇〇委員にお願いします。

時間になりましたら、それぞれのグループの進行役から、まとめの発表をお願いします。

その後、全体で意見交換を行いたいと思います。

また、記録役として事務局が入り、要点をまとめてもらいます。

## Aグループでの意見（項目）

### 高齢者分野

- ・ 高齢者介護は施設から自宅介護へ変換、地域の集会所、憩いの家の活用を
- ・ 見守りネットワーク、有効だが、新興宅地では後継者不足も聞く。次世代育成が必要だ
- ・ 見守りネットワークや福祉施策の先進的地区、モデル地区としてPRし、取組みを広めよう
- ・ 見守り、地域で支え合う意識の大切さ、一部役員だけでなく地域全体で共有を
- ・ サロンなど居場所づくり 異世代がいつでも利用できれば  
高齢者の教室の隣で小学生が宿題をするような・・・
- ・ 年輪会（高齢者サークル）への加入呼びかけするも加入したがいらない、つながりがうまれない。サロンやディサービスに行けない人への理解や配慮が必要
- ・ 老人会ボランティア活動では継続が難しい、事業化するなどの続けられる仕組みを
- ・ 高齢者間の格差にも配慮を。（大きな屋敷に住んでいても実態は困窮ケースも）

### 障がい者分野

- ・ 障がい者施策に住居対策がない。空き家でも借りられない現実がある、精神障がいには特に深刻
- ・ 障がい者への理解が進まない。啓発が必要だ
- ・ 障害者の移動手段は車に頼らざるを得ない、公共交通機関のダイナミックな改革を
- ・ 高齢者施策で一人暮らし対策があるが、障がい者分野でも必要では
- ・ 黒点2つめ。「依然として残る精神障がい者に対する偏見」の「依然として」の表現が気になる

- ・障がい者と接する機会がサマーホリデーがあるが、学生ボランティアだけでなく、一般参加も

#### 患者分野

- ・家で看取り、市では少ない。在宅医療では、医師が地域へ出向いて講習することも

#### 全体的な意見

- ・高齢も障がいも、やはり大切なものでは相互理解、啓発が必要だ

### Aグループ 意見報告

(会長)

Aグループは、高齢者、障がい者、患者、様々な人権の分野について話し合いました。障がい者の方の福祉施設、それから住まいですね、問題が出てきていると感じました。障がいの方の高齢化の問題もありますし、住まいではなかなか民間のところは借りられないということもあるようです。また、グループホームのようなものを作ろうとしても地元からの反対が出てきたりして難しいと。いろんな意見があるんですが、やっぱり、障がいに対する理解がまだまだ足りてないのではないかと、というご意見なんです。これを解決していくためにはどうしたらいいだろうか、ハードの部分、環境を整えていくという部分も大事なんですけれど、何よりも一般の方の理解というものを深めていくことが一番大きな課題だということでした。個々にもいろんなことはあるんですが、またまとめたものを見ていただければと思います。

実は高齢者でも同じことが言えるのではないだろうか。サロンを開くにしてもあくまでも高齢者だけのものになっている、居場所あるいは地域での見守りということにしても、なかなか地域の方の理解が得られない、障がい、認知症、高齢者の実態理解、例えば高齢者扱いされても実際はもっともっとやりたいと思っている人もたくさんいるし、実際にいろんなことができるんだと、それがまだまだ地域で理解できていない、そのことが地域での見守りを阻害している要因となっているのではないかなと、大変強く感じました。いろんな世代を超えてみんなが一つに、まさに障がいも含めてノーマライゼーションを実現していくためには、お互いに理解、顔が見える関係作りをしていくことによって改善していくことができるのではないだろうか。それができれば、いろんな施設を作るにしろ、あるいはまた条例などで支援策を練っていくにしても、より効果的なものができていくんじゃないかなと、ということで全体のまとまりはついたんですけども、個々には非常にたくさんの課題を抱えているなということを感じたような状況でした。

今後、これを具体的な施策として、どういう風に謳いこんでいくのか、書き込んでいくのか。今回いきなりでは、できるもののできないものがありますので、今後の方針として、今回は施策ですから、ある程度こういう方針で進めていきますというのはあるんですけど、今後こういった研究を進めていくというあってもいいのかな、と私個人的には考えさせてもらいました。それは大事なかと。

それとそれぞれの地域で、高島市の中でも、かなりいい感じに成功している事例もあるんだという話もありまして、そういうやり方もあるんだということをできるだけ広く、取り入れられるところも、それはちょっと難しいというところもあるかと思いますが、こんな風にしたらこんな風によくなったという、できるだけ広く知っていただくような活動も今後、必要になってくるのではないかという話がありました。また、患者さんに対してなんですけど、これも地域ぐるみで取り組むということなんですけれども在宅医療のことですね、すでに市としてかなり進んでいるんだけど、それがもっと住民の方に定着していくようにしていただけたらなと思いました。これでAグループの報告としたいと思います。

## Bグループでの意見（項目）

### ・女性分野の現状と課題

「若年離婚の増加に伴い、・・・子どもの貧困につながっています。」について生活困窮者が増加している。これの対応策が記述されていないようだが。

### ・子ども分野の施策

いじめ対策での「子どもの自尊感情の育成に向けて人権教育の充実に努めるについて

表現は具体性に欠けるので命を大切にする心、相手を思いやる心など具体表現を入れてはどうか。

### ・子ども分野の施策

子どもの権利条約に関することがダブっているようなので、整理をまた、若者に関する記述が少ないような気がする。

### ・同和問題分野

不当な差別への対応として「あくまで」、「努力」の表現の強い対応に変更を

### ・インターネット分野 インターネットによる人権に関して、学校教育に特化されているように思う。他にもありそうなので、再チェックしてはどうか

## Bグループ 意見報告

(委員)

我々の分野は前回同様、「女性・子ども・同和問題・外国人・インターネット」を担当したわけですが、女性・子どもについていろいろ話しているうちに、どんどん話が広がって行って、同和問題・外国人・インターネットまで至らなかったということを申し上げておきます。

まず、女性問題についてですが、女性・子どもを含めてですね、基本施策というのは、ここにいる我々委員だけが理解が出来てもだめなので、多くの市民の方に充分わかるような表現の仕方、もっと言うならば具体的な施策というのが出てこない、パブリックコメントをとっても市民の中から意見がもらえないのではないかなということがまず、大前提にあります。その中で女性についていろいろご意見いただいたのですが、現在今津町にあります「働く女性の家」は、旧の町村の時に建てられものですが、女性の人権というものを保障するという意味から言いうと、日曜日、祝日は休館になっていると。それでは女性もどんどん社会に進出しなければだめだと言いながら、日曜日が休みとは限りませんけれど、休日や日曜日の日に女性が女性の家に相談に行くことは出来ない、と。指定管理になっていますけれど指定になっても同じことなので、そのあたりいかなものかという意見がありました。また、女性の社会進出ということから言うと先だってもありましたが、女性が役員をされている自治会は200ほど自治会があって、そのうち1地区しかない。これをどうしていったらいいかということですが、女性の活躍する場所をもっと設けていかななくてはならないということはもちろんですが、それ以外にですねちょっとユニークな意見ですけれども、区長なり副区長で女性を選出する区があれば、いま市民協働課を窓口に行っているまちづくり補助金をプラスすると。ということで女性の役員さんが出やすいような土壌、環境づくりをしたらどうだ、というようなこと。各地域に戻ればまだまだ旧泰然とした、年配の方の強い意見に押し流されているのではないかという意見もございましたけれども、いやいやそうではなくて、今では世代交代も含めて若い者はだまっとれというような人も少なくなってきたり地域は変わってきているので。そんな中で女性が手厚いような条件整備をすれば、そういう女性の進出も考えられるのではないかというお話もでした。

続いて、子どものことで意見交換をしたんだけど、現在少子化の状況が続いてますが、そんな中でも旧来の地区でも以前からそこに住んでおられる地域では、確かに子どもは少なくなってきたけれども、アパート・マンションといったところ、新しく住宅の建ったいわゆる新興の地域、そこには子どもさんが多い現状もある。例えば新旭の駅前北畑地域では、旧来の地域では子どもが少なくて七川祭りも、子どもが出せないんだけど、新興地域に多くの若い世代が住むようになってから子どもも増えてきたということで、新しい地域には子どもがどんどん増えてきているのは事実だ。そんな中でマンションとかが多いところでは、お互いに隣の同志の若い父親、母親がですね、育児の問題で話し合う場面

も出てきているので、旧の地域との交流といいますか、そういうものをどう考え、どう子育て支援をどう進めいくかということが今後の課題ではないかなという話もありましたし、それから子育てサークルにつきましても行政が支援をしてですね、サークルとして出来上がっているものも市内にたくさん、あるわけですがけれども、そこへ行く人は行っているいろいろわが子の子育てについて学習するわけですがけれども、なかなかそこへ行けない人、あるいは行ってない人をどう考えていくかというのも今後大事だということ。同時にもう少し大きくなった子ども会を組織するいろんな年代の子ども、そういう子どもの育成ということを見ると子ども会の立て直しといいますか、今後考えていくべき課題ですし、行政施策としてもそのことをやはり真剣に考えていくべきではないかという話もありました。それと先だっても出ていたのですが、少子化ということも含めて考えますと三世代の家庭においては、税の優遇があるとかあるいは補助金を出すとかいうことも考えていって、そして三世代の中でも子育てしやすい、そういうものを出していただくような環境作りといいますか、そういうものを考えていくべきではないかなという話もありました。

それから、これも前回か出ていたような気がするんですが、高島には中江藤樹先生という素晴らしい陽明学の方がおられるのですが、その教えをですね、子どもの教育の中でもっともっと進めていくような方法を考えるべきだと。姉妹都市である愛媛県の大洲市では高島以上に藤樹先生の教えを大切にしたい試みが行われていると。これは今後、子どものことを考えるという上においても、もう一度再考するべきではないかなというお話もございました。

それ以外にもインターネットのこととか出ていたんですが、その中で一つ出ていたのがインターネットの問題はですね、学校だけのことじゃなくて、もう少し広く、今ここに書かれているのは学校のことだけのようだが、学校だけでなく広くを考えていくべきではないかなということ。

それから全体にですね、本当に困っているということからは人権のことを取り組むべきではないかな、そのあたりが弱いんじゃないかなという話もありました。いずれにしましてもBグループの中では全てのジャンルで個々の分野で時間を費やして話し合いをするということが時間の都合でできなかったのも、以上とします。

(会長)

今、報告いただいたそれぞれのグループの意見について、ご意見ありましたらどうぞ。

なかなか発言いただけなかった方もいらっしゃるかと思いますが、この審議会に委員としてご参加いただいているわけですから、行政内部の方々にとっても普段から人権問題に関していろいろ配慮していただく中で課題であるとか、あるいは問題点が見つかったということであれば、また共有していきたいと思っていますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。言い切れなかったという方は意見書に書き加えていただき、ぜひとも事務局までお寄せいただきたいと思ひます。



最後にこれだけはということがありましたら、お伺いしたいと思いますが。

(特に意見なし)

長時間にわたりましてありがとうございました。これを持ちまして議事の方は終了したいと思います。事務局へお返しします。

(司会)

長時間にわたりありがとうございました。

閉会にあたり、市民生活部次長がご挨拶を申し上げます。

(次長)

長時間にわたりまして、人権施策基本方針改正素案の見直しについてご審議いただき、ありがとうございました。熱心にご議論いただきまして、貴重なご意見やご提案をいただきました。この素案を修正させていただきまして、より具体的にですとか、市民の方にわかりやすくするため、内部で検討しまして、中には将来に向けて検討してくという部分もあるかと思えますけれども、人権の実現に向けていろいろ考えていきたいと思えますので、またご協力をお願いいたします。素案の修正した部分についてご意見いただけるように文書でお願いさせていただくこともあるかと思えます。その節にはよろしくお願いいたします。一人ひとりの人権が尊重される地域社会の実現に向けまして、市・市民一丸となって取り組んでいきたいなという風に考えております。みなさんのご協力、ご支援をお願いしたいと思います。本日は長時間、ありがとうございました。簡単ですが御礼のご挨拶とさせていただきます。

(司会)

これを持ちまして本日の第12回高島市人権施策推進審議会は閉会といたします。